

◎新潟県告示第243号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成31年3月1日から実施した。

平成31年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

第3号の表中

「	北魚沼 (" ")	魚沼市
	魚沼みなみ (" ")	南魚沼市
	しおざわ (" ")	"
	胎内市 (" ")	胎内市
」		

を

「	北魚沼 (" ")	魚沼市
	みなみ魚沼 (" ")	南魚沼市
	胎内市 (" ")	胎内市
」		

に改める。